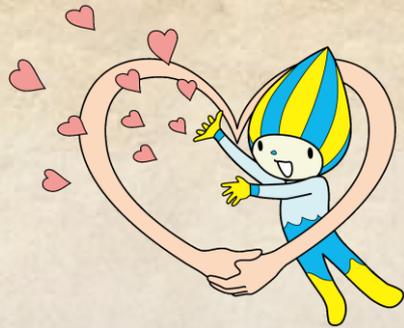


令和6年度改訂

SC・SSW等活用ハンドブック



～SCやSSW等との連携による教育相談体制の充実を図るために～

岐阜県教育委員会
学校安全課

岐阜県が設置するSC・SSW等

スクールカウンセラー(SC)

心理に関する専門的な知識・技能を活用して、カウンセリング・見立て・コンサルテーション等により、児童生徒及び保護者の心の健康を支援する専門職

(臨床心理士、公認心理師または精神科医の資格をもっています)

<主な職務>

- ①児童生徒及び保護者等のカウンセリング
- ②教職員への助言・援助
- ③教育相談委員会やケース会議等への出席と助言
- ④SOSの出し方に関する教育等の心理に関する授業の援助・実施
- ⑤教職員への研修や保護者等への講演



スクールソーシャルワーカー(SSW)

社会福祉に関する専門的な知識・技能を活用して、児童生徒を取り巻く環境を調整し、悩みや課題の解決に向けて支援する専門職
(社会福祉士または精神保健福祉士の資格をもっています)

<主な職務>

- ①児童生徒を取り巻く環境の把握・分析・見立て・支援の検討
- ②教職員への助言と校内におけるチーム体制の構築
- ③家庭・学校・関係機関とのネットワークの構築
- ④児童生徒・保護者との面談、関係機関への同行支援
- ⑤教職員への研修や保護者等への講演



岐阜県では、平成13年度からスクールカウンセラー等活用事業、平成26年度からスクールソーシャルワーカー活用事業として調査研究を開始し、それぞれの専門性を生かして教育相談体制を充実させるべく、取り組んできました。平成29年度からは、SCやSSWは法的にも学校の一員として位置付けられ、ますますなくてはならない存在となっています。本ハンドブックは、県内全ての公立学校における教育相談体制の充実を図るため、これまでの活用事例を基にして作成しました。各学校の取組にぜひ役立ててください。

スクール相談員(S相)

教員でもSCやSSWのような専門職でもないからこそ、児童生徒一人一人に寄り添い、温かく見守りながら、身近な存在として気軽に話したり、一緒に学習したりできる相談員。

<主な職務>

- ①児童生徒の相談や学習支援
- ②校内教育支援センターの環境整備
- ③教育相談委員会やケース会議等への出席
- ④教員に同行しての家庭訪問



暴力行為等防止支援員(暴防)

生徒指導上の問題行動に関する知識・経験を生かして、教職員とともに児童生徒の暴力行為等の防止を行う支援員。

<主な職務>

- ①担任等の教職員への助言
- ②校内におけるチーム体制の構築
- ③問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ④教育相談委員会やケース会議等への出席



※「SC・SSW等」とは、SC、SSW、S相、暴防のこととします。

SC・SSW等の配置・派遣について（小・中・義）

	スクールカウンセラー	スクール ソーシャルワーカー	スクール相談員	暴力行為等 防止支援員
配置 派遣	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校区に配置 (中学校区内の小学校を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所に配置 要請に応じて全ての公立小・中・義務教育学校に派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 103中学校区に配置 	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県教育委員会 学校安全課に配置 要請に応じて公立小・中・義務教育学校に派遣
勤務 時間	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校区につき年間90時間 ～450時間 各小学校につき年間12～18時間 (中学校区配置時間に加えて、小 学校でのみ活用できる時間) 1日あたり3時間または6時間 	<ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所につき年間200時 間程度(高・特含む) 派遣1回当たりの勤務時間は ケースによるが2時間程度。 <p>※学校からの要望等を考慮して決 定した重点対策校においては、 月1～2回、1回2時間を基本とし た「定期派遣」を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校区につき年間 180時間～450時間 1日あたり3時間または 6時間 	<ul style="list-style-type: none"> 年間計2,100時間 1日あたり4時間
備考	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談コーディネーターを中心 に、校区の小学校と連携し、小中 学校で年間の活用計画を立て、小 中学校両方で勤務する。 サービス及び勤務は、学校長及び市 町村教育委員会が監督する。 任用及び配置は、岐阜県教育委 員会が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、市町村教育委員会を通じ て教育事務所に派遣を要請する。 教育事務所生徒指導担当指導主 事が連絡・調整を図る。 サービス及び勤務は、学校長及び教 育事務所が監督する。 任用及び配置は、岐阜県教育委 員会が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、中学校への配置と なるが、教育相談コー ディネーターを中心に、校 区の小学校と連携し、小 中学校で年間の活用計 画を立て、小中学校両方 で勤務する。 サービス及び勤務は、学校長 及び市町村教育委員会 が監督する。 任用及び配置は、岐阜県 教育委員会が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、市町村教育委員 会、教育事務所を通じて 学校安全課に派遣を要 請する。 学校安全課生徒指導係 担当が連絡・調整を図る。 任用及び配置は、岐阜県 教育委員会が行う。

SC・SSW等の配置・派遣について（高・特）

	スクールカウンセラー	スクール ソーシャルワーカー	高等学校 スクール相談員
配置 派遣	<ul style="list-style-type: none"> 各公立高等学校・特別支援学校に配置 	<ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所に配置 要請に応じて全ての公立高等学校・特別支援学校に派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 各県立高等学校に配置
勤務 時間	<ul style="list-style-type: none"> 年間10～48回 1回2時間の勤務を基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所につき年間200時間程度（小・中・義含む） 派遣1回当たりの勤務時間はケースによるが2時間程度。 <p>※学校からの要望等を考慮して決定した重点対策校においては、月1～2回、1回2時間を基本とした「定期派遣」を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 週3～5回、年間270～750時間 1回3～5時間の勤務。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談コーディネーター（教育相談担当者）を中心に、学校で年間の活用計画を立てる。 サービス及び勤務は、学校長が監督する。 任用及び配置は、岐阜県教育委員会が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校は、教育事務所に派遣を要請する。 市立学校は、市町村教育委員会を通じて教育事務所に派遣を要請する。 地域担当生徒指導主事が連絡・調整を図る。 サービス及び勤務は、学校長及び教育事務所が監督する。 任用及び配置は、岐阜県教育委員会が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談コーディネーター（教育相談担当者）を中心に、学校で年間の活用計画を立てる。 サービス及び勤務は、学校長が監督する。 任用は、学校長が行う。

※高等学校・特別支援学校でいう「教育相談担当者」は、「教育相談コーディネーター」のことです。

SC・S相の小学校での活用について（小・中・義）

小学校学習指導要領

（平成29年3月告示）

第6章「特別活動」の第3の2の(3)

特に入学当初や各学年のはじめにおいては、個々の児童が学校生活に適應するとともに、希望や目標をもって生活できるよう工夫すること。あわせて、児童の家庭との連絡を密にすること。

自殺総合対策大綱

～誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

（平成29年7月、令和4年10月閣議決定）

誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときやくるしいときは、助けを求めてよいということ学ぶ「SOSの出し方に関する教育」を推進する。

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合などにおける対処の仕方を身につける等のための教育の推進について（平成30年1月、文部科学省通知）

SOSの出し方に関する教育については、（中略）今後は、以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進していただくようお願いします。

自殺対策基本法

（最終改正平成28年3月30日）

第17条

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

第4期 岐阜県自殺総合対策行動計画

（令和6年度～令和11年度）

基本施策(6)

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

SOSの出し方に関する教育や身近な大人や地域の方々を含めた相談先の周知、精神疾患への正しい理解などの適切な対応を含めた教育を更に推進します。

学級担任を中心として、養護教諭、スクールカウンセラー等（保健師、社会福祉士、民生委員を含む）の協力を得ながら、授業実践ができるよう「SOSの出し方に関する教育のガイドブック」をホームページや様々な研修会等で紹介します。

【活用例】

SCの紹介と人間関係形成の集団指導

各学年1時間(小規模校は個別カウンセリング含む)×6学年

☆実施時期 不適応を起こしやすい年度当初4月～5月

○相談しやすい人間関係づくりのための紹介を兼ねて、各学年で人間関係形成に資する集団指導を行う。

○すでに不適応を起こしている場合、心配な場合などは個別のカウンセリングを行う。

【活用例】

SOSの出し方に関する教育

1時間×6学年

☆実施時期 夏季休業前に1回は実施

○命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときやくるしいときには助けを求めてもよいということを学ぶ。

SC及びSSWとの連携のねらい

SCとの連携

◆児童生徒や保護者の心理に関する支援

SCによる心理の専門的な立場からの児童生徒や保護者に対するカウンセリング、教職員への助言等により、児童生徒の心の安定につながる。また、SCによる「SOSの出し方に関する教育」の実施は、悩みを抱える児童生徒の早期発見と支援につながる。

◆学校における教育相談体制の構築・充実

校内における教育相談委員会や生徒指導委員会等にSCを位置付け、具体的な対応策が協議されることで、適切な支援につながる。

◆教職員の教育相談に関わる指導力向上

SCとのコンサルテーションにより、「支援が必要な児童生徒」への早期対応につながる。また、SCを講師とした研修会等を開催することで、全ての児童生徒を対象とした日常的な指導や対応の在り方等、教育相談の知識をもつことができる。

◆小・中連携による教育相談体制の充実

計画的かつ必要に応じて柔軟に、中学校区内の小学校にてSCを活用することで、小・中連携による教育相談体制の充実や中学校への円滑な接続、きょうだいを含めた支援につながる。

SSWとの連携

◆児童生徒や保護者の社会福祉に関する支援

SSWが福祉の専門的な立場から、情報を収集・整理し、教職員とともにアセスメント・プランニングして、関係機関と連携した支援を実施することで、児童生徒の課題の背景要因にある環境が調整・改善され、課題の解決や心と生活の安定につながる。

◆学校における適切な指導や支援体制の構築・充実

校内のケース会議、教育相談委員会や生徒指導委員会等にSSWが出席し、具体的な支援策を協議することで、目標・方法・役割分担が明確になり、アセスメントに基づく適切な支援につながる。また、SSWとのコンサルテーションや研修会の実施により、教職員の資質向上につながる。

◆課題の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止

SSWの活用によるスクリーニングや継続的な活用は、課題の未然防止や早期発見・早期対応と経過観察による再発防止につながる。

◆校種間・関係機関との連携による一貫した支援体制の充実

SSWは環境調整により課題の解消を目指すため、兄弟関係がある場合は特に小・中・高等学校等との連携が不可欠であり、関係機関とともに、きょうだいを含めて環境調整することで根本的な課題解消につながる。

岐阜県のSC・SSW等の活用で大切にしていること

一貫した支援体制の充実

児童生徒の支援のためのシート等を活用し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した支援体制の充実を図る。

- ⇒SC・SSW・S相・暴防との情報共有や役割分担
- ⇒小・中・義・高・特連携による早期からの一貫した支援

関係機関との連携によるチーム対応

教育相談コーディネーターを中心に連携を図り、管理職の指揮・監督の下、関係機関を含めて、共通理解、役割分担、具体的な計画により支援する。

- ⇒支援を検討する校内外の会議へのSC・SSW等の出席
- ⇒それぞれの専門性を生かしたアセスメントに基づく支援の実施

児童生徒の自律を支援

課題未然防止及び発達支持的生徒指導により、児童生徒の自律を支援する。

- ⇒全ての児童生徒を対象とした教育相談
- ⇒SC・S相の校内教育支援センターでの活用
- ⇒SSWによる環境への働き掛け
- ⇒暴防による問題行動の未然防止

スクールカウンセラーの効果的活用例①

SCの紹介と人間関係形成の集団指導

必ず顔が見える形でSCを紹介し、より良い人間関係づくりの指導の礎を構築します。



- ☆顔が見える形でSCを紹介をすることで、困った時に児童生徒が相談しやすくなります。
- ☆年度当初のコミュニケーションの取り方に関する教育の実施が有効です。

<ポイント>

- ☆早い段階で、SCが校区の全ての学校に勤務できるように計画を立てます。
- ☆児童生徒が、より良い人間関係を構築するために、言葉のかけ方や受け止め方などのスキルを身に付けたり、必要に応じてカウンセリングを行ったりします。
- ☆目的を明確にした計画的な活用が必要です。

困難な事態を乗り越えるための対処の仕方の教育

学級担任等が主となり、SCを活用しながら、SOSの出し方に関する教育について授業を行います。



- ☆特に長期休業明けの不適応等を未然に防ぐため、休業前の実施が重要です。
- ☆『岐阜県版 SOSの出し方に関する教育のガイドブック』を活用ください。

<ポイント>

- ☆児童生徒の発達段階や実態に応じて行います。
- ☆一人で悩まなくてもいいことや、身近な信頼できる大人に相談すること、友達から相談を受けた時には、話を聞き、身近な大人につなげることなど、相談をする側と相談を受ける側、両面での教育が必要です。
- ※相談したい大人を選べる、マイサポーター制度を導入している市町村もあります。

参考資料

『岐阜県版 SOSの出し方に関する教育のガイドブック』(学校安全課)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/395785.pdf>

スクールカウンセラーの効果的活用例②

集団への適応に課題を抱える児童や発達障がいの疑いのある児童への支援を含めて対人関係の力を向上させるため、継続的な教育プログラムを実施

SC来校日の放課後に、希望制で、対人関係の力を向上させるためのSSTを定期的に行いました。SCと特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、養護教諭、S相が連携して行いました。SCの助言をもとに、低学年用、高学年用のプログラムを年に6回行いました。

<内容例>

○相手を見て話したり聞いたりする力をつけるためのゲーム

○仲間に助けを求める方法を学ぶためのゲームなど

<工夫>

- ・実施後には毎回、生活の中でできたら色を塗っていく「チャレンジカード」を配布して般化を図る
- ・保護者向けの通信を発行して周知を図り、最後には修了証を授与して自信を持たせる
- ・支援者が毎回、成果と次への課題を話し合い、児童の実態に合った取り組みへと改善



☆喜んで生き生きと活動する児童の姿が多くみられました。

☆保護者からは「家で話をすることが多くなった。」「友達の良いところを見つけられるようになった。」「笑顔が増えた。」といった感想が聞かれました。

☆聞く姿の向上や、精神的な安定にもつながりました。

<ポイント>

☆心理教育プログラムや構成的グループエンカウンター、SST、アサーショントレーニングなどを、心理の専門家であるSCと協力し、1年間を見通して計画的、継続的に実施します。

☆保護者とも積極的な関わりをもち、家庭と学校の両面からのアプローチします。

☆計画的なSC活用を進め、勤務時間の管理をします。記録やコンサルテーション等の時間も勤務時間内になるように計画的に設定しましょう。

スクールカウンセラーの効果的活用例③

コンサルテーションや職員研修等による教職員の教育相談スキルの向上

- ・SCの訪問日には、毎回、SC・教育相談コーディネーター・関係職員が情報共有する場を設けた。
- ・カウンセリング後のコンサルテーションの中で、今後の言葉かけなどの具体的な支援策を示してもらえた。次の訪問日まではどう支援していくか見通しが持てた。
- ・「相談記録」を教育相談コーディネーターがSCから聞き取りをしながらまとめた。SCが限られた時間の中でどのように児童生徒や保護者と接しているかを学ぶことができた。

★各高等学校・特別支援学校は、年1回2時間は研修として活用することとしています。

- ・初任者研修、初めて担任を持った教員を対象とした研修、ケース会議、学校全体での研修と対象者も幅広く、学校の実情に応じた研修会を実施。
- ・SCから学んだ構成的グループエンカウンター等の手法を学級活動で用いることができた。
- ・職員研修の実施により、事例内容やSCの助言などを教職員に周知する良い機会となった。
- ・教職員がSCのことを知る機会になり、SCへの信頼が増し、SCを活用しようという雰囲気が高まった。

<ポイント>

☆カウンセリングとコンサルテーションはセットで活用します。

☆具体的な支援方法や教育相談における教職員の資質向上のためにはどのような研修が有効か、事前に教育相談コーディネーターとSCが共通理解を図ることが、よりよい研修につながります。

☆SCが教育相談コーディネーターとだけ話すのではなく、管理職を含めて、複数の関係職員とコミュニケーションがとれる機会を持ちましょう。



スクールソーシャルワーカー（SSW）とは

スクールソーシャルワーク

「ソーシャルワーク」とは、人間の行動と社会システムに関する理論から、課題を個人と環境の折り合いが良くない状態として捉え、その状態解消のため、個人の環境への適応力を高める支援と、環境に働きかけて調整し、課題を解決できるように援助を行っていくものです。それを学校等の教育現場を基盤として行うのが「スクールソーシャルワーク」です。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

「社会福祉の専門的な知識、技能を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家」

不登校・いじめ・虐待・貧困・暴力行為などの背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、家庭・友人、学校、地域など児童生徒を取り巻く環境に課題があるケースが多くあります。そして、その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースが多く、積極的に関係機関等と連携して支援することが求められるため、福祉の専門家であるSSWの役割に大きな期待が寄せられています。岐阜県では、社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者をSSWとして採用しています。

SSWは児童生徒のニーズを把握し、個人に働きかけるだけでなく、学校組織や自治体の体制などにも働きかけることで環境を調整し、児童生徒一人一人のQOL（生活の質）の向上とそれを支える学校・家庭・地域のネットワークを構築します。



「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」文部科学省通知（平成29年3月31日）

「スクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けに従事すること。」

スクールソーシャルワーカーの役割

児童生徒が抱える課題

不登校
いじめ
虐待
貧困
ヤングケアラー
暴力行為 家庭環境
発達障がい
心身の健康 等



表面的に見えている現象の背景に焦点を当て、課題の根本的な解決を目指します。

自治体の体制 (マクロ)

- 子ども相談センターや要保護児童対策地域協議会などの関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- 要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議への出席、関係機関への訪問、情報交換等

学校組織 (メゾ)

- 学校内のチーム体制の構築・支援
- ケース会議への出席と複数の視点で検討できる会議とするための事前調整
- ケースのアセスメント(見立て)と課題解決のプランニング(手立て)への支援
- 未然防止・早期発見のためのスクリーニング
- 教職員や保護者等への研修

個人 (ミクロ)

- 児童生徒を取り巻く環境への働きかけ
- 児童生徒・保護者・教職員への支援、面談、関係機関や社会資源に関する情報提供、役所への同行

間接支援

直接支援

SSWの活用による支援

- 児童生徒が抱える様々な課題について、福祉の専門職であるSSWを活用することができます。
- SSWは、間接支援と直接支援の両方が可能です。
- アセスメントシートを活用することで、ケースの状況報告・情報共有だけで終わることなく、具体的な手立て(誰が、誰に、何を、いつまでに)を検討・決定する質の高い会議の実現を支援します。
- ケース会議では、「いつ」「誰が」「誰に」「どのような」支援をすることが効果的であるか検討します(SSWが対応するのか、SCが対応するのか、どの教員が対応するのかなど)。
- ケース会議は組織的としての具体的な支援を検討・決定する会議であるため、管理職を含む関係職員での実施が効果的です。



スクールソーシャルワーカーの基本プロセス

学校、SSW、SCなどが協働して実施することで、現代の生徒指導・教育相談の要である未然防止・早期発見が図れる。

スクリーニング（リスクマネジメント、トリアージ、仕分け）

① 事前打合せ （初回訪問）



問題の発見・情報の収集（インテーク）

- ・ 児童生徒及び保護者、教職員からの相談を受けて情報を収集・整理し、ケース会議のための打ち合わせをします。
- ・ 児童生徒との個別相談の他、様々な関係者（関係機関）から聞き取り等を行い、情報を整理しながら記録します。

課題の明確化（アセスメント）（見立て）

- ・ 情報の整理・分析・共有
参加者全員が収集した情報を整理・分析し、主訴にとらわれず、児童生徒が抱えている課題とその背景要因を包括的に理解します。
- ・ キーパーソンの判断
課題の解決に向けて、児童生徒との関係や課題解決への意欲等を検討し、児童生徒の利益を最大限確保するために、鍵を握っていると考えられる人（キーパーソン）を明らかにします。

支援の検討（プランニング）（手立て）

- ・ 目標（長期・短期）の設定
アセスメントに基づき、長期目標と短期目標を設定します。
- ・ 最善の支援方法・内容の検討と役割分担の決定
短期目標を達成するために、次のケース会議までに各自が行う支援を具体的（「誰が誰に」「何を」「どうやって」）に決定します。



支援の実施（インターベンション）（介入・支援）

- ・ ケース会議で話し合われたアセスメント・プランニングに基づき、各自が具体的な支援を実施します。
- ・ SSWも直接支援・間接支援を実施します。
- ・ 支援期間はおおよそ3～4週間。その後、第2回ケース会議を開催して状況を確認します。

フィードバック

経過観察と評価（モニタリング）（見届け）

- ・ 児童生徒及び保護者の状況の把握するため、情報を収集・共有し、支援の成果（効果）を評価します。
- ・ 目標を達成していなかったら、再度アセスメント（フィードバック）します。
- ・ 目標を達成したら終結。その後、再発や別の課題の発生がないか、定期的に追跡調査します。

終結（ターミネーション）

追跡調査（フォローアップ）

② 第1回ケース会議 （2回目訪問）

ケース会議を行い、表面的に見えている現象の背景に焦点を当て、その根底にあるものを、アセスメントして支援することで、課題の根本的な解決を目指します。

③ 第2回ケース会議 （3回目訪問）

継続的にSSWを活用することで、SSWの専門性が発揮しやすくなり、より効果的な支援が可能になります。

アセスメントに、教職員とは異なるSSWによる福祉の視点が加わると、より豊かなプランニングができます。



SSWが児童生徒の支援に活用するアセスメントシート

【 学校】 初回アセスメントシート 第1回ケース会議
 記入日 年 月 日、記入者 ()
 ケース会議参加者 (年 月 日)

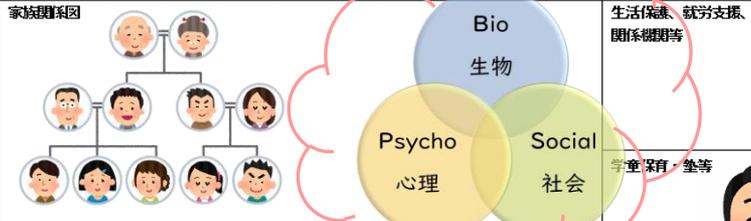
年 組：氏名	男・女
年 月 日 生 歳	担任：

気になること：

インテーク (情報収集)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
出席すべき日数													
出席日数													
欠席日数													
過年度	年度	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
年度	欠席												

SSWは、初回訪問の際に学校から提供された情報をアセスメントシートを活用して整理します。



本人の状況

生育歴：
 入学までの状況：
 入学後から前年度までの状況：
 現状：

家庭の状況

住居環境・状況：
 父の状況・意向：
 母の状況・意向：
 きょうだい：
 その他の関係者：

- アセスメントを誤るとせっかくの支援も効果的に働きません。
- 1つの情報でも、社会福祉の専門職であるSSWと教職員の見立ては異なることもあります。それが多角的にアセスメントする上でとても有効です。
- 「BPSモデル」に基づくアセスメントは、「生徒指導提要」でも紹介されているように、支援を検討する現代のスタンダードです。

学校生活

本人に関する情報

本人の印象：
 気になる様子：
 これまでの指導・支援の経過：
 友人関係：
 基本的な生活習慣 (衣食住)：
 行動の特徴：
 学力 (読み書き・計算、得意不得意)：
 言語コミュニケーション：
 対人関係：
 健康 (身体的・精神的)：
 興味・関心：
 本人の思い・希望：

SSWが作成したアセスメントシートをケース会議の前に共有することで、会議時間を短縮することができます。そして、情報共有だけで終わることなく、具体的な手立てをみんなで考えることができます。

教職員とSSWとが一緒にアセスメント (背景にある課題と当事者のストレングス) を行います。そして、そのアセスメントに基づき、次回までに行う具体的な手立てと役割分担を一緒にプランニングします。

アセスメント (見立て：背景にある課題と当事者のストレングス)

プランニング (手立て：支援の検討)

長期目標：
 短期目標：
 具体的な手立てと役割分担

各目標	誰が 誰に	具体的手立て・役割
①		
②		
③		
④		
⑤		

次回ケース会議日程： 月 日 () 時より 場所：
 参加者・参加関係機関：

次回のケース会議の日時と、それまでに各自が行う具体的な支援を決定することで、着実な支援が可能になります。

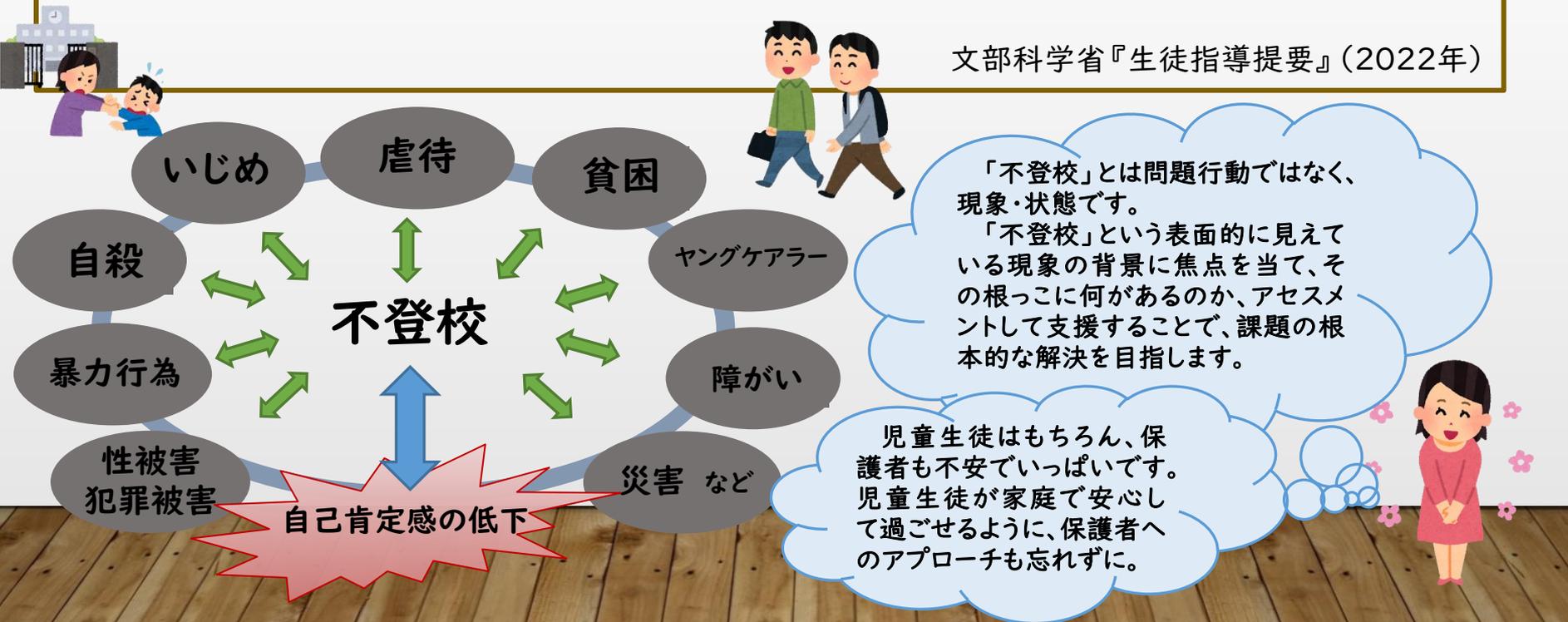
スクールソーシャルワーカーの効果的活用①

不登校児童生徒への支援の考え方

不登校児童生徒への支援を考える上で必要なのが、不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげる**アセスメントの視点**です。教職員が考える不登校のきっかけと、児童生徒自身による回答には、ずれが生じることもあります。また、きっかけそのものが「わからない」と回答する児童生徒も少なくありません。

そのため、「なぜ行けなくなったのか」と**原因のみを追求したり**、「どうしたら行けるか」という**方法のみにこだわったりするのではなく**、どのような学校であれば行けるのかという**支援ニーズ**や、本人としてはどうありたいのかという**主体的意思(希望や願い)**、本人が持っている**強み(リソース)**や**興味・関心**も含め、不登校児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、**アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援**を行うことが重要です。

文部科学省『生徒指導提要』(2022年)



スクールソーシャルワーカーの効果的活用②

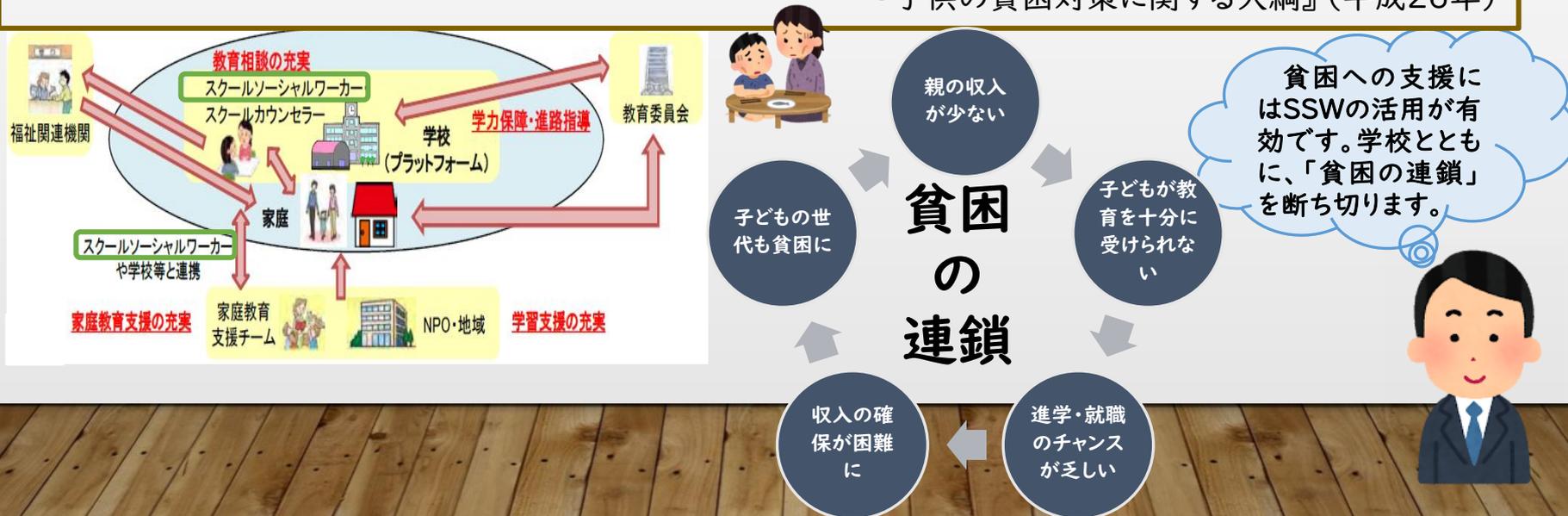
子どもの貧困についての支援の考え方

近年の子供の貧困は、**見えにくくなっている**との指摘もあります。貧困の影響は、食事がとれない、物が買い揃えられないといった貧困の直接的影響だけではなく、学力不振や進路に希望が持てない、生きる意欲が湧かないなど様々な面で影響があるとされています。こうした貧困による影響やその兆しが見られた場合は、**SSW**をはじめとする**学校内外の関係者と連携して、児童生徒やその家庭に対する状況の把握や必要な支援の提供**を行うことが求められます。

文部科学省『生徒指導提要』（令和4年）

すべての子どもが集う場である**学校**を、**子どもの貧困対策のプラットフォーム**として位置づけ、学校における学力保障・進路支援、子どもの貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、地域による学習支援や家庭教育支援を行うことにより、**貧困の連鎖を断ち切る**ことを目指す。

『子供の貧困対策に関する大綱』（平成26年）



スクールソーシャルワーカーの効果的活用③

児童虐待への支援の考え方

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告**しなければならない。

児童福祉法 第25条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告**しなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第6条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の**教職員**、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他**児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。**

児童虐待の防止等に関する法律 第5条

児童虐待の種類と定義

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、部屋に閉じ込める、刺傷、たばこなどによる火傷、戸外に閉め出す、意図的に子どもを病気にする など

性的虐待

子どもへの性交、子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせるなどの性的行為、子どもに性器や性交を見せる、子どもをポルノグラフィーの被写体にする など

心理的虐待

ことばによる脅迫、自尊心を傷つけるような言動、他の兄弟との差別的取扱い、面前DV、他の兄弟に虐待を行うこと、無視、拒否的な態度 など

ネグレクト

食事や衣服・住居などが極端に不適切で健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、車中放置、医療・教育ネグレクト、同居人の虐待を保護者が放置 など

確証がなくても、児童虐待の疑いがあると思われる場合は、市町村福祉部局または児童相談所等に**通告**する義務があります。



スクールソーシャルワーカーの効果的活用④

発達障がいの特性が見られる児童生徒への支援の考え方

発達障がいの特性が見られたとしても、その現象の要因は他にあることもあります。虐待やマルトリートメントによる二次障がいにより、発達障がいと同じような特性が表れていることもあります。薬を服用しても一向に改善が見られない場合などは、虐待やマルトリートメントなど、あらゆる要因を検討することが有効です。

一方で、発達障がいの特性が見られるのであれば、虐待やマルトリートメントが根本要因であった場合でも、発達障がいのある子どもと同様の支援は有効です。ただし、背景にある課題の解消に向けて支援をしなければ、根本的な解決に向かうことはありません。また、発達障がいがある子どもの育児によるストレスが虐待やマルトリートメントに向かわせてしまうこともあるので多面的なアセスメントが必要です。

いじめ、暴力行為・非行不良などを認知した際の支援の考え方

問題行動の背景には様々な要因があります。被害者だけでなく、加害者についても、その背景に焦点を当てたアセスメント及びプランニングにより、いじめ、暴力行為、非行不良の根本的な解消と再発防止を支援します。



アセスメントが誤っていれば、支援が有効に働くことはありません。

未然防止や早期発見のためのスクリーニング

全ての児童生徒を対象として検討を行い、気になるケースを早期に複数のメンバーで洗い出す定期的な会議です。実態把握や情報共有だけでなく、SCと連携して暫定的な方向性を決定し、ケース会議に繋ぐなど具体的に動きます。



「トラウマインフォームドケア」という考え方も参考になると思います。

スクールソーシャルワーカーの活用実践事例①



不登校・貧困についての活用事例

男子児童は、小学校5年生の夏季休暇明けから不登校となった。担任・学年主任が定期的に家庭訪問を行っていたが改善の兆しが見えなかったため、本人の登校に向けての支援を検討するためにSSWの派遣を申請した。SSWと母親との面談を実施したところ、「父親が脳梗塞で入院し、仕事を退職。貯金を切り崩してしのいでいるが、経済的に苦しくなってきた」と相談があった。SSWが障害年金、精神障害者保健福祉手帳、就労支援に係る制度について説明したところ、母親から制度を利用したいとの希望があり、支援の利用に繋がった。経済的な安定に加えて、本人及び母親をSCにつなげたことが精神的な安定にも繋がり、本人の登校できる日も徐々に増えていった。



貧困・児童虐待・発達障がいについての活用事例

男子生徒は、母親と2人暮らし。遅刻・欠席が多い。虚言癖があり、衣服の汚れ・匂いが目立つ。前籍校では、就学援助制度を利用していた。本人の希望で行ったSCによるカウンセリングでの見立てでは、知的な課題、ADHDの傾向、虚言癖は自己防衛の可能性があることなどが指摘された。本人及び家庭への支援の必要性を感じたため、学校がSSWの派遣を申請した。SSWが情報を収集してアセスメントシートを作成し、学校とケース会議を実施。発達障がいの疑いについても長期的には対応するものの、経済的困窮と虐待の疑いについての対応を第一とし、関係機関と連携した上でSSWによる母親との面談等を計画。その後、SSWが母親と面談して本児の生育歴や家庭の状況を聞き取った上で、2回目のケース会議を実施。母親が子育てと経済面について不安を抱いていたことから、母親が市役所へ相談に行くときにSSWも同行し、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、自立相談支援、家計改善支援等の利用へ繋いだ。

生活保護



スクールソーシャルワーカーの活用実践事例②



児童虐待についての活用事例

一昨年度からの継続ケース。女子生徒は両親との3人暮らし。初回ケース会議において校内で知りうる本児の情報を整理したところ、父親の母親に対するDV、本児に対する面前DV、本児が学校の先生に「父親に殺されそうになったことがある」「死にたい」と話したこと等が分かった。そこで学校が市町村の児童福祉課に通告し、要対協ケースとして対応することとなった。その中で、学校は本児にとっての居場所になれるようにし、SSWが定期的に母子と面談することとなった。その後も父親の虐待は改善されず、本児が家出をしたことから警察が介入し、一時保護が提案されることもあった。

その後は落ち着いてきたため、2年後の年度途中に要対協ケースとしては終結することとなったが、学校とSSWとが経過観察を継続。再び父親から虐待があった際に、子ども相談センターに通告し、いち早く母子を保護することができた。

ヤングケアラーについての活用事例

男子生徒は、両親と弟との4人暮らし。母親は双極性障害で家事ができず、家事や弟の世話を本児と父親とで行っている。ヤングケアラーを疑い、学校がSSWの派遣を申請した。SSWが情報を収集してアセスメントシートを作成し、学校とケース会議を実施。SSWが本児と面談を行ったのち、弟の学校とも連携。その後、要対協ケースとして支援を行っていくこととなり、SSWは定期的な本児との面談によるモニタリングを実施。計画に沿った支援が展開されているかを確認し、関係機関と学校との連携を促す役割を担っている。



スクール相談員の効果的活用例①



S相だからこそできる直接的な支援

①児童生徒の見守り

児童生徒の状況によっては、積極的に関わるのではなく、寄り添い見守ることの方が必要な場合もあります。ちょっとした声かけやアイコンタクトなどだけでも、温かく見守ってもらえているという雰囲気、児童生徒の心の安定につながります。

②校内教育支援センター等での関わり

校内教育支援センターに登校しているの児童生徒についても、話を聞いたり、励ましたりするだけでなく、一緒に学習したり、活動をしたりすることによって、児童生徒の心のエネルギーの充足につながり、活動への意欲を高めてくれます。

③「学校にいる教員以外の信頼できる大人」としての存在

教員とは異なる立場で、児童生徒と学校で関わりをもてる大切な存在です。教育の過程で指導や評価もする教員ではないからこそ相談しやすいこともあります。「学校にいる教員以外の信頼できる大人」としての支援を期待します。



<ポイント>

- ・児童生徒・保護者はもちろん、校内の教職員に対する周知が大切です。誰もが知っている存在であるからこそ、児童生徒が困った時にSOSを出すことができます。
- ・S相も学校の支援チームの一員です。S相と教職員が積極的に意思疎通を図り、組織の一人として対応することが求められます。

スクール相談員の効果的活用例②

ケース会議への参加

児童生徒がどんなことに困っているのか、家庭で置かれている環境はどうか、信頼関係を築いているS相だからこそ、ケース会議の中で情報を共有して、より有効な支援やアプローチの方法を考えることができます。

☆普段から何気ない会話で児童生徒と接し、授業や休み時間の様子も見ているS相から、これまでは知ることのできなかつた児童生徒の前向きに頑張っている様子を知ることができました。

<ポイント>

- ・普段のS相の勤務時間とケース会議の時間とが合わない場合も、S相と相談して勤務時間を変更し、ケース会議に参加してもらうことも可能です。

生徒の見守り体制の強化

校内の教育相談委員会に校長、教頭、学年主任、担任、生徒指導・教育相談担当、養護教諭、SC、SSW、S相等が参加し、役割分担をして、継続して児童生徒を見守る体制を強化します。

☆虐待や性被害、自傷行為への対応として、児童生徒の見守り体制を強化しました。S相が相談室や保健室を含む校内を巡回し、児童生徒の気になる様子を担任や生徒指導・教育相談担当と情報共有したことで、早期に保護者、SC、SSW、医療機関等と連携できました。

<ポイント>

- ・児童生徒の気軽な相談相手として、担任とは違う立場で様子を見守ることができます。
- ・児童生徒の様子から、すぐに対応が必要だと思われる場合は、速やかに管理職や生徒指導・教育相談担当等へ報告しましょう。



スクール相談員の効果的活用例③

身近な存在として、挨拶や何気ない会話・相談を通して、児童生徒の認知度アップ、連携強化

- ① 休み時間に校内を歩いて、挨拶したり、児童生徒と交流したりする中で様子を観察する。
- ② 校内教育支援センターにおいて、児童生徒の身近な相談にのる。
- ③ 児童生徒に気になる様子があれば、担任や教育相談コーディネーター、生徒指導主事等に連絡し、情報を共有する。



☆校内に安心・安全な心の居場所を確保し、心の活力の回復を図ります。

☆児童生徒個々に関わるだけでなく、複数の児童生徒と交流する機会を意図的につくることで、児童生徒との信頼関係が生まれ、何気ない会話から学校や家庭の様子、児童生徒の人間関係を把握できます。



<ポイント>

児童生徒が安心して校内教育支援センターで過ごせるような居場所・雰囲気づくりの工夫をしましょう。

- (例) ・落ち着ける環境(淡い落ち着いた色のカーテンやカーペット、クッションやソファや畳)
・オンライン授業や個別で学習できる場所、1人になれる場所(机、いす、ICT機器、パーテーション)
・ものづくりやセラピー、体験をとおして心身をリラックスさせ、仲間との交流を楽しみながらエネルギーの回復やコミュニケーション能力を高める活動
(農作業、編み物、紙漉き、アイロンビーズなどのものづくり、スポーツやヨガなど身体を動かす活動、アロマセラピー、ピアノやギターなどの音楽、パズルやテーブルゲーム など)

教育相談コーディネーターの役割

① SC・SSW等の周知と相談受付

- ☞定期的に勤務されるSCやS相は、必ずご本人の顔が分かるように工夫して紹介しましょう。
- ☞必要に応じて派遣されるSSW・暴防についても、必ず学校職員に周知し、保護者や児童生徒へどんな役割を担う人なのかを説明しましょう。

② 気になる児童生徒を把握するための会議(スクリーニング会議)の開催

- ☞気になる児童生徒の洗い出しから、対応の準備をしましょう。

③ SC・SSW等、教職員間の連絡調整

- ☞SC・SSW等と児童生徒のみならず、管理職をはじめとした教職員、SC・SSW等間をつなぐのも教育相談コーディネーターの大切な役割です。



④ 相談・支援に関するスケジュール等の計画・連絡調整

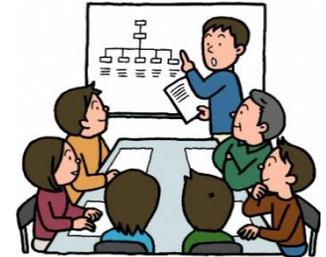
- ☞限られた時間を有効に、そして計画的に活用しましょう。関係者が集まれるよう時間割の工夫も。
- ☞学校の振替休業日や急な日程変更には十分留意しましょう。確実な連絡・調整をお願いします。

⑤ 児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握

- ☞児童生徒・保護者の「主訴」「要求」を言葉のまま捉えるのではなく、「真のニーズ」を考えましょう。
- ☞「真のニーズ」の把握には、専門職であるSCやSSWの活用が有効です。

⑥ 個別記録等の情報管理

- ☞SC・SSW等の各種記録や児童生徒の支援シートなどの管理も重要な役割です。
- ☞会計に関する書類は15年、各種記録は5年保存です。



⑦ 教育相談委員会・ケース会議の実施とSC・SSW等の参加

- ☞一人で抱え込まずチームで対応。学校だけでなく関係機関と連携した支援が現代のスタンダードです。SC・SSW等との連携やそのバランスを調整することが求められます。

⑧ 職員研修や保護者への講演等の実施

- ☞SC・SSWの専門性から学び、教職員の資質向上を図れるよう、研修や講演を計画しましょう。

⑨ 校内教育支援センターの整備・運用と校外教育支援センターとの連絡調整

- ☞支援の必要な児童生徒のニーズに応じて、居場所となる教育支援センター等が使用できるように調整をしましょう。

教育相談コーディネーターの活動例①

1) 情報共有の工夫

勤務時間に限りのあるSC・SSW等の相談等の様子を記録や会話の中で把握し、管理職等と情報共有ができるようにします。



☆教育相談コーディネーターがSC・SSW等と短時間でも情報共有したり、記録用紙を活用したりすることで、確実に共通理解を図ることができます。

<ポイント>

- ・SC・SSW等と互いにコミュニケーションをとることを大切にしましょう。
- ・教職員が些細なことだと思ふことでも、専門職にとっては重要な情報だと思ふことや、後に重要な情報となることもあります。管理職や関係職員には相談内容等が確実に伝わるようにしましょう。

2) 相談のコーディネート

相談内容、人間関係、状況等に応じて、対応する支援者を割り振ります。



☆養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW、S相、暴防、市町村の相談員など、専門性や人間関係などを総合的に捉え、児童生徒のために誰が何を行うと有効かを考えて、支援者を割り振ります。

<ポイント>

- ・必要に応じて、積極的に外部の関係機関と連携しましょう。関係機関とのネットワークの構築・連絡・調整には、SSWの活用も有効です。
- ・教育相談コーディネーターは役割分担等の中心ではありますが、1人で行うものではありません。支援者と一緒に検討しましょう。

教育相談コーディネーターの活動例②

3) 特別支援コーディネーター等との役割分担

特別支援教育コーディネーターや管理職を含む関係職員との分担が、それぞれの役割の明確化とともに負担軽減にもつながります。



☆SC・SSW等との連絡・調整は教育相談コーディネーター、ケース会議はその内容に応じて特別支援教育コーディネーターが中心となって行うことで、一人一人の役割が明確になりました。

<ポイント>

- ・特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事との日常的なやり取りの中で、気軽に相談できる関係が重要です。
- ・不登校や問題行動等の要因は、一つとは限らず、多くの場合は複数の要因が複雑に絡み合っています。状況を整理して、協力、対応していく必要があります。

4) 相談しやすい環境整備



児童生徒や保護者にSCやS相の来校日を、通信等で伝えたり、相談ボックス等を設置して、いつでも児童生徒や保護者がSOSを発信ができるようにするなど、環境整備によって相談しやすい雰囲気ができてきます。

☆SC・SSW等からの助言を得て、相談室や校内教育支援センターの環境を見直したり、児童生徒や保護者が気軽に相談できるような案内をすることで、課題が深刻化する前に対応することができました。

<ポイント>

- ・SC・SSW等を活用し、学校全体で、環境の整備を考えましょう。
- ・SOSを出すことは勇気のいることであるという認識を全員でもちましょう。
- ・SOSを受け止める側である教職員に対する研修も必要です。

活用に関わる留意点①

(1) チーム対応について

SC・SSW等がそれぞれの専門性を生かして活躍いただくことは大切ですが、独断でそれぞれが動いては逆効果です。学校長の指揮監督のもと、情報共有や役割分担をしながら、関係機関とも連携して、組織で対応しましょう。

(2) SC・SSW等と教職員の情報共有について

学校での教育相談業務は、チーム(校内組織)で対応することが効果的です。SC・SSW等と教職員が気軽に話せる場や時間を設けることは、児童生徒への対応にも必ずよい影響を与えるものになるでしょう。また、「SCはカウンセリングをするだけ」「SSWは関係機関との調整をするだけ」などのようにするのではなく、互いのもつ情報・見立て・支援方法を教職員とともに一緒に考える場(教育相談委員会、ケース会議等)を必ず設けるようにしましょう。SC・SSW等と教育相談コーディネーター及び関係職員とのコンサルテーションの時間はとても重要です。個々の児童生徒への支援についてだけでなく、学校組織全体の生徒支援体制の構築への活用も有効な手立てとなります。

(3) 守秘義務について

SC・SSW等は個人情報を漏らしてはならないという倫理責任を有しています。しかし、学校におけるカウンセリングやソーシャルワークにおいては、それぞれのもつ情報をチーム(校内組織)全体で共有することが、よりよい支援を可能にする側面をもちます。そのため、「集団守秘義務」という考え方で、チーム全体で守秘を徹底し情報を有効に活用しようとする態度がSC・SSW等と教職員の双方に求められます。

(4) 個人情報の管理について

SC・SSW等が記録をした個人情報については、学校等の所属の規定に従い、厳重に管理し、学校外に持ち出すことはできません。やむを得ず、SC・SSW等が学校外に記録等を持ち出す必要が生じた際は、学校長の許可を得るとともに、個人が特定されないように配慮することが必須となります。

活用に関わる留意点②

(5) 教育相談の継続性について

不登校に関わる調査によると、「中1年生の不登校生徒の約半数が、小学校段階において不登校若しくは不登校傾向にあった」という結果が報告されています。過去の支援の記録が、不登校の兆しのある児童生徒の支援に有効であったという報告もあります。児童生徒理解・支援シート等を活用しながら、一貫した支援をしていきます。記録は、指導要録と同様に保存期間を卒業後5年とします。

(6) SC・SSW等の勤務管理について

カウンセリング等の日程を組む際には、SC・SSW等が記録をまとめたり、カウンセリング後のコンサルテーションを行ったりできる時間を含めて計画を立てましょう。

また、異なる学校へ移動が必要な場合については、移動時間や休憩時間の確保ができるように配慮しましょう。

(7) SCによる各種検査について

SCはWISC等の各種検査は実施しません。検査が必要と判断される場合は、医療機関や子ども相談センター（児童相談所）等に相談しましょう。

(8) 環境調整

SCやSSWは、学校の一員として法的に位置付けられました。同じ学校職員の一人として、SC・SSW・S相・暴防が、気持ちよく働けるように配慮をお願いします。職員室の机、相談できる部屋の整理整頓はできているでしょうか。

学校のチームワークが子どもたちのチームワークのお手本になれば、きっと温かい環境で子どもたちが安心して生活できます。教育相談コーディネーターを中心に、環境整備や調整等をよろしくをお願いします。

活用に関わる留意点③

(7) 医療との連携について

① 学校医との連携

(ア) 年度当初、学校は学校医との打ち合わせを行います
SCやSSWの見立てにより、学校が児童生徒に医療機関の受診を勧める必要性が出た場合等、学校医との連携の在り方について、打ち合わせを行います。

(例) 随時(月ごとに、学期ごとに)、連絡し、指導・助言を得る。

(イ) (ア)で打ち合わせた内容に従って、必要に応じて対応します。

② 学校が保護者等に対して行う医療機関の参考情報の紹介

学校が児童生徒に医療機関の受診を勧め、保護者等から医療機関を紹介して欲しい旨の申し出があった場合のみ、対応します。ただし、これは公平性が求められることであるため、次の方法で「参考情報」を提供するものとします。

(ア) 「厚生労働省ホームページ」にある『医療情報ネット』を紹介する。
医療情報ネット(厚生労働省)

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp>

(イ) 必要に応じて、様々な条件から検索し、「参考情報」を提供する。
(名称、地域、診療科目等)

③ 学校が医療機関から児童生徒に係る情報を得たい場合の手続き

児童生徒が医療機関を継続して受診している状況において、学校が当該児童生徒へのよりよい支援の在り方について検討するため、学校が担当医師から当該児童生徒に係る医療情報を直接得たいと考えた場合、次の手続きにより、学校は医療機関に対して情報提供を依頼できます。医療機関の判断によって、情報提供が行われる場合もあれば、情報提供を行わないという判断がされる場合もあります。また、費用が発生する場合もあるため留意してください。

(ア) 学校は「依頼書」を整え、保護者等に「同意書」とともに医療機関に提出することを依頼します。

(イ) 保護者等は「同意書」を整え、「依頼書」とともに医療機関に提出します。

(ウ) 保護者等は担当医師の指示を仰ぎ、学校に連絡します。

(医師からの指示の例) ・次回受診時に、学校に同席してもらってください。

・一度、直接、学校から病院へ電話をしてもらうよう伝えてください。

・情報提供は難しい旨を、学校に伝えてください。

(エ) 学校は、保護者等からの連絡に従って対応します。

活用におけるQ & A

Q SCとSSW、どちらに頼めばいいですか？

A 心理の専門職であるSCと福祉の専門職であるSSWとは専門性が異なります。S相や暴防についても同様です。児童生徒の支援のため、どんな目的で誰が関わると効果的なのかをチームで考え、教員、SC・SSWなど役割分担を明確にして、専門職を活用してください。

Q 家庭の問題に学校が介入するのは、大きなお世話ではないですか？

A 児童生徒の支援に必要であれば、家庭環境を調整する必要があります。その調整を行う福祉の専門職SSWとの連携が有効です。
特に経済的な課題を抱えている場合は、生活全般に支障をきたすことが多く、環境を調整・改善することによって、児童生徒の状態を回復に向かわせることができる可能性があります。

Q SCに教職員のメンタルヘルスを依頼してよいですか？

A SCが教職員に対して児童生徒の支援に関わるコンサルテーションを行うことは、大切な職務です。カウンセリング等を行った児童生徒の状態に応じた適切な支援に関する教職員への助言や援助、教職員を対象とした校内研修を行うことができます。
一方、職務に関わらない教職員自身のメンタルヘルスに関することは、SCの職務とはしていません。教職員の私的な悩みや相談はSCの職務として認めていません。

活用におけるQ & A

Q 校内教育支援センターとは？

A 教室に入れない児童生徒を対象に、生活や学習の支援を行う、学校の中に設置される部屋・居場所です。様々な不安を抱える児童生徒が、安心して自分のペースで生活や学習ができるような居場所を確保し、自律や教室への復帰を、教員や支援員等がサポートします。

なお、学校ではない場所として、県や市町村が設置する「教育支援センター」もあります。岐阜県が設置している教育支援センター「G-プレイス」は、岐阜県総合教育センターの3棟2階にあります。県内の高校生段階の不登校・ひきこもりの状態にある方やその家族を対象に、学校安全課職員やカウンセラーが支援を行っています。

学校安全課HP「岐阜県教育支援センター G-プレイス」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16518.html>



G-プレイス



Gifu Place for Adaptation , Counseling and Empowerment